

# 新発田市委託契約約款

## (総則)

- 第1条 新発田市（以下「発注者」という。）及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、この契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他のこの契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属の管轄裁判所とする。
- （内訳書及び工程表）
- 第2条 受注者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- （着手届出）
- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要がないと認めたときは、省略することができる。
- （契約の保証）
- 第3条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第43条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- （権利義務の譲渡等の制限）
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、この契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第31条第4項の規定による部分私のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （著作権の譲渡等）
- 第5条 受注者は、この契約の履行の目的物が著作権（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作権の引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を変更、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。
- 2 発注者は、この契約の履行の目的物が著作物に該当するとしてないとにかくわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、この契約の履行の目的物が著作権に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、この契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、この契約の履行の目的物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作権に該当するとしてないとにかくわらず、発注者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 発注者は、受注者がこの契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受注者は次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）
- 第6条 受注者は、この契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （特許権等の使用）
- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- （意匠の実施の承諾等）
- 第7条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。以下同じ。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（次項において「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第7条の3 受注者は、自ら有する登録意匠を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（次項において「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。
- （特許権等の発明等）
- 第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- （現場責任者等）
- 第9条 受注者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も、同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- （履行報告）
- 第10条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、発注者に報告しなければならない。
- （材料の品質、検査等）
- 第11条 受注者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において発注者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、受注者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。
- （支給材料及び貸与品）
- 第12条 発注者から受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いの上、発注者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、遅延なく、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 発注者は、必要があると認めるとときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前3項の場合において、必要があると認めるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見する事が困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受注者は、この契約の履行の全部の完了又は設計図書の変更によって不要となった支給材料又は貸与品を、設計図書の定めるところにより、発注者に返還しなければならない。

い。

11 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受注者は、この契約の履行が設計図書に適合しない場合において、発注者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 発注者は、前項の不適合が発注者の指示による等発注者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知し、その確認を求めるにあればならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符号しないこと並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む)。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、前項の規定による調査について、受注者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に受注者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が発注者及び受注者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるとおり、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合 発注者が行う。

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、この契約の履行の内容の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、この契約の履行の内容の変更を伴わないもの 発注者と受注者が協議して行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 発注者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期限又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地滑り、落雷、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより、この契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受注者の契約の履行ができないと認められるときは、発注者は、この契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受注者がこの契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等のこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第17条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第18条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第19条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から30日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、履行期間を変更し、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(契約代金額等の変更方法)

第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は第8条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第3項、第22条第4項、第23条ただし書又は第29条第3項の規定により発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第21条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から30日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、その採った措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他この契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担する事が適当ないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第23条 この契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者がこれを負担しなければならない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

2 この契約の履行について伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断続等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうちこの契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他この契約の履行について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協議してその処理解決に当たるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第25条 発注者は、第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第3項、第21条第1項若しくは第2項、第22条第4項、第23条又は第29条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代え設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に当該協議が整わない場合には、発注者は、設計図書の変更の内容を定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(中間検査)

第26条 受注者は、この契約の履行に關し、発注者が必要と認めるときは、この契約の履行の完了前に立会いの上、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者が協議して定める。

3 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受注者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第27条 受注者は、この契約の履行の全部が完成したときは、遅延なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、この契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。

3 受注者は、この契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を採った上、発注者の検査を受けなければならない。この場合において

は、必要な措置の完了をこの契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払い)

第28条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(完了検査前の使用)

第29条 発注者は、第27条第2項の規定による検査前においても、この契約の履行の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第30条 受注者は、別に定めるところにより、前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第31条 受注者は、この契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、発注者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。

3 受注者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係るこの契約の履行の完了部分の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者が負担しなければならない。

5 受注者は、この契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を採った上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了をこの契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受注者は、第4項の規定による検査に合格したときは、発注者に部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第32条 受注者は、発注者が前条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受注者がこの契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他のこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第33条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第34条 削除

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第37条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 管理技術者を配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第33条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 第39条又は第40条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としている場合（力に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求める、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第36条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第39条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 第39条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第42条 発注者は、この契約の履行の完了前に、この契約が解除された場合においては、この契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

2 前項の場合において、第30条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第31条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項のこの契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第36条、第37条又は第46条の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、法定率で計算した額の利息を付した額を、解除が第35条、第39条又は第40条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項のこの契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損したとき、その返還が不可能となったとき、又はこの契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損したときは、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受注者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せ

ず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段の規定により受注者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 解除が第36条、第37条及び第46条に基づくとき。発注者が定める。
- (2) 解除が第35条、第39条又は第40条の規定に基づくとき。受注者が発注者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受注者が採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 履行の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に履行を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第36条又は第37条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第36条又は第37条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金額から既履行部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額とする。

6 第2項の場合（第37条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の2の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第28条第2項の規定による契約代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第45条 発注者は、成果物の引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間について適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることはできない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合等不正行為による解除)

第46条 発注者は、第36条又は第37条の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）以下「独占禁止法」という。第49

条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）（以下「排除措置命令等」という。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、抗告訴訟が提訴されたときを除く。）。

(2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条、公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）以下「あせん利得処罰法」という。）第4条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償の予約)

第47条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約代金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号のうち、排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 前条第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条又はあせん利得処罰法第4条の規定による刑が確定した場合

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償額の金額を超える場合においては、超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日まで法定率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定率で計算した額の延滞金を徴収する。

(疑義の解決)

第49条 この約款に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成18年新発田市規則第35号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。